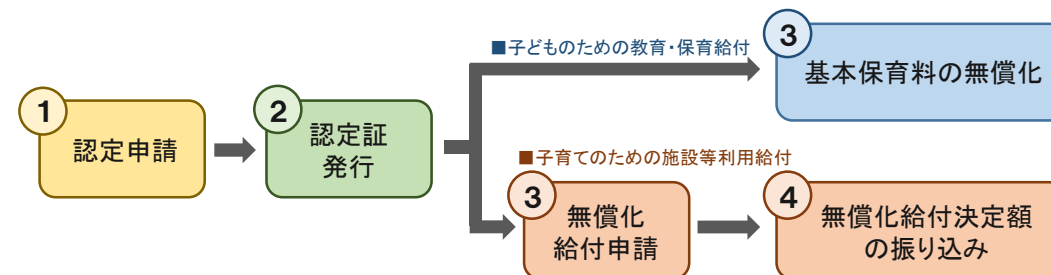


子ども・子育て支援制度の認定区分

幼児教育・保育の無償化開始によって、新しい認定区分が創設されました。利用する施設によって必要な認定は異なります。詳しくは、保育・幼稚園課へお問合せください。

これまでどおり



■子どものための教育・保育給付(現在の認定区分)

認定区分	認定の条件(※1)	保育時間区分	利用の該当施設
1号認定	満3歳以上で、2号認定以外の子ども	教育標準時間	幼稚園(施設給付園) 認定こども園
2号認定	満3歳以上で、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する子ども	保育標準時間／保育短時間	保育園 認定こども園
3号認定	満3歳未満で、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する子ども	保育標準時間／保育短時間	保育園・認定こども園 小規模保育園・家庭的保育者等

■子育てのための施設等利用給付(新設) new!!

認定区分	認定の条件(※1)	保育時間区分	利用の該当施設
新1号認定	満3歳以上で、新2号、新3号認定以外の子ども	時間区分の認定なし	幼稚園(私学助成園)
新2号認定(※2)	4月1日時点が満3歳以上で(※3)、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する子ども	時間区分の認定なし	幼稚園、認定こども園(※4) 認証保育所、認可外保育施設(※5)
新3号認定(※2)	4月1日時点が満3歳未満で(※3)、 保護者の就労、出産、疾病等の理由により、 保育の必要性の事由に該当する住民税非課税世帯の子ども	時間区分の認定なし	一時保育、預かり保育、病児・病後児保育 町田ファミリー・サポート・センター

(※1) 認定を受ける子どもは、すべての認定区分で小学校就学前の子どもです。

(※2) すでに現在の2号、3号認定を受けている場合は、新2号、新3号の認定は必要ありません。

(※3) 新2号、新3号の認定区分は、クラス年齢と同じ区分で、3～5歳児クラスに該当する子どもは新2号認定、0～2歳児クラスに該当する子どもは新3号認定となります。

(※4) 幼稚園、認定こども園で、現在の1号認定のまま預かり保育を利用している場合は、新2号・新3号に該当することで、預かり保育分の利用料が無償化の対象となります。

(※5) 認可外保育施設のうち、企業主導型保育施設を従業員枠で利用する場合は、認定の必要はありません。